第24回国語分科会国語課題小委員会・議事録

平成30年12月21日(金) 15時00分から17時00分 旧文部省庁舎2階・文化庁特別会議室

〔出席者〕

(委員)沖森主査,森山副主査,入部,川瀬,塩田,関根,滝浦,田中(牧), 田中(ゆ),善本各委員(計10名)

(文部科学省・文化庁) 鈴木国語調査官,武田国語調査官,小沢専門職ほか関係官

[配布資料]

- 1 第23回国語分科会国語課題小委員会・議事録(案)
- 2 公用文に関連する「国語に関する世論調査」の結果について
- 3 「公用文作成の要領」における現状と合わない部分等について(案)

[参考資料]

- 1 国語課題小委員会の審議状況について (第69回国語分科会 資料6)
- 2 「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)
- 3 政府による情報発信の例

[机上配布資料]

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示·訓令集
- 〇 改定常用漢字表
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について (報告)
- 分かり合うための言語コミュニケーション (報告)
- 公用文関係資料集

公用文作成の要領(平成 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き) 公用文における漢字使用等について(平成 22 年内閣訓令第 1 号)

法令における漢字使用等について (平成22年内閣法制局長官決定)

6訂 公文書の書式と文例(平成23年文部科学省 抜粋)等

文部科学省用字用語例

文部科学省送り仮名用例集 等

○ 「外来語」言い換え提案―分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣 いの工夫― 第1回~第4回総集編

[経過概要]

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録(案)が確認された。
- 3 沖森主査から参考資料 2 について説明が行われた。
- 4 事務局から配布資料2について説明があり、説明に対する意見交換が行われた。

- 5 事務局から配布資料3について説明があり、説明に対する意見交換が行われた。
- 6 事務局から参考資料3について説明があり、説明に対する意見交換が行われた。
- 7 沖森主査から、公用文の在り方に関する主査打合せ会の設置について提案があ り、了承された。
- 8 次回の国語課題小委員会について、平成31年年1月23日(水)午後3時から5 時まで文化庁特別会議室にて開催することが確認された。
- 9 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

ただ今から第24回、今期7回目の国語課題小委員会を開会します。

「ショウガイ」の表記に関する件について、11月22日の国語分科会を欠席なさっていた方もいらっしゃいますので、簡単に御報告しておきたいと思います。

参考資料 2 を御覧ください。「「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)」というものを国語分科会で確認していただきました。国語分科会の後に、事務局から各委員にお送りしたものと同じものであります。

常用漢字表の改定を検討するとなりますと、相応の審議が必要になります。そこで、まずは平成22年に改定された常用漢字表の基本的な性格に基づく範囲内で、法令等を除けば、現状でも「障害」と異なる表記を用いることが可能であるということを、国語分科会として改めて確認していただいたものであります。本日は議題としては取り上げませんが、現段階でも事務局で、これまでの経緯等を改めて整理しているとこ

ろであります。今後も、「碍」の字の追加の可否について御議論いただく予定でありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

この点について、何か御質問、御感想があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。 (\rightarrow 挙手なし。)

それでは、「(1)官公庁における文書作成について」の協議に入ります。11月22日の国語分科会では、参考資料1のとおり、これまでの審議の状況を報告いたしました。本日は、今後審議を本格的に進めていくに当たって、御意見を頂くとともに、情報として共有しておきたいことなどについて、順次意見交換をお願いしたいと思っております。

まずは、調査に関して御意見を頂きたいと思います。過去の調査結果について確認するとともに、今後の検討において必要となる調査についてお考えいただきたいと思います。そこで、配布資料 2 を御覧ください。配布資料 2 「公用文に関連する「国語に関する世論調査」の結果について」は、これまでに「国語に関する世論調査」の中で取り上げてきた、公用文に関連した問いの結果をまとめたものです。また、机上資料の「国語分科会で今後取り組むべき課題について」の 16 ページ以降に「「公用文作成に関するアンケート」の結果について」が記されています。まずはこれらの調査について、事務局から説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは、調査について御意見を頂戴するということで、その前にこれまでの、「国語に関する世論調査」の内容を中心に御説明をいたします。配布資料2を御覧ください。

これまで公用文そのものを取り上げて調査をしたのは、平成22年,28年,29年度の3回です。そのほか、20年度には、少し関連するような問いがございましたので、

その辺りをまとめております。22 年度と 29 年度には同じ問いを聞いています。経年 の調査を目的としたものです。多少重複するところなどもありますが、20 年度から御 説明したいと思います。

まず1ページ,2ページにあるとおり,20年にインターネットの利用頻度というものを聞いています。このときに付問の中で,「官公庁や企業等のホームページやブログを利用する」と答えた人たちに,そこでの「言葉遣いの問題点」について尋ねています。ただ,これは官公庁や企業ということで,公用文に限った問題ではありません。それほど問題を感じることはないという方が過半数という結果になっています。

それから,進みまして,8ページを御覧ください。これは,「公用文作成の要領」の見直しが,この小委員会での課題になりそうだということで,事務局で調査を行ったものです。本日この後に,また「公用文作成の要領」,昭和 26 年の国語審議会の建議について御検討いただきますが,その中で,公用文の中では使わないようにして,別の言葉に言い換えた方がいいと言われている言葉が,具体例として挙がっています。それらを 12 個並べて「あなたは,次に挙げる(1)~(12)の言葉について,どのように感じますか」と尋ねております。

一番左の濃い網掛けの「日常生活でよく見掛ける」と、その隣の点々による網掛けの「時々見掛ける」を合わせて、「日常生活で見掛ける」とまとめています。資料のとおり、現在では、「日常的に見掛ける」と感じる言葉が多いという結果になっています。一方で、例えば7番目に「牙保」という言葉があります。これは今、ほとんど使うことがありません。「あっせん」というような意味の言葉ですが、こういった言葉については、ほとんど見掛ける方がいらっしゃらないということが分かります。

ふだん見掛けますかという問いとともに、11ページを御覧いただきますと、「これらの言葉を、官公庁などが示す文書で使用することについて、どのように感じますか」ということも聞いています。かなり大まかな言い方になりますが、日常生活で見掛けるものについては、「官公庁などが示す文書で使用しても問題ない」と回答しているという傾向があるかと思います。

もう一つは、例えば 11 ページを見ていただくと分かるように、「公用文作成の要領」では、別の言葉に言い換えましょうと言われていたものが、現在では、「使用しても問題ない」と考えられている傾向も見られます。使わない方がいいというのがはっきり出ているものとしては、7番の「牙保」、10番の「充填する」がありますが、全体としては、「使用しても問題ない」と回答されたものが多くなっています。

続きまして、19ページを御覧ください。外来語についての問いになります。ここでは、「公共の施設や催しに外来語の名前が付いていること」に対する考えを尋ねています。例として、コミュニティーセンター、スポーツフェスティバルなどを挙げていますが、一番多い回答は、「外来語を使ってもよいが、一般の人に分かりやすい言葉に限るべきである」というものです。「外来語は使わず、日本語の名前を付けるべきである」という人が、ちょうど真ん中辺りの12.1%ということで、それほど多いわけではないということが分かります。日本語の名前でなくてはいけないという意識の方が多いわけではありません。ただし、外来語を使うのだったら分かりやすい言葉に限ってほしいという方が、最も多かったという結果になっています。

次に 22 ページを御覧ください。ここで問題にしているのは「官公庁の広報やパンフレット」ですから、これは広い意味での公用文ということに入ってくるかもしれません。それらの中で、外来語を使うことについて聞いています。ここでも、「外来語・外国語についてはどのようにするのが良いと思いますか」とお尋ねしたところ、左から2番目のところ、「外来語・外国語はできるだけ使わない」という方は、7.7%に

とどまっています。「積極的に使う」という方も同じぐらいですが、「日常生活で使われているものに限って使う」というのが4割ぐらい。また、「使うことはやむを得ないが、なるべく注釈を付けて使う」というのも4割ぐらいという結果でした。先ほどの名称の問いと併せて見ますと、外来語を使っては駄目だという方が必ずしも多いわけではないということが分かるかと思います。

27ページを御覧ください。こちらでは、どういったメディアを通して国あるいは自 治体からの情報を得たいかということを聞いています。そうしますと、一番多いのは、 「主に紙に印刷されたもの」という結果になっています。それから、「どちらでもいい」というのが次に多くて、25%ぐらい。「主にインターネットで公開されているもの」という方が、9%ということになっています。

28ページを御覧いただくとよく分かりますが、明らかな傾向として、お年を召した方々は、紙から情報が欲しいと思っていらっしゃるということです。一方、10代から20代では、他の年代に比べてインターネットで公開されるものが好まれています。

29 ページを御覧ください。「国や自治体からの様々なお知らせなどの文章について、どんなところに配慮して書いてもらいたいと思いますか」、三つまで挙げてくださいという問いです。多かったのは、「専門用語は簡単な言葉に置き換える」、それから、「回りくどくない、はっきりとした表現を使う」、また、「専門用語には、注釈や説明を加える」、その次に、漢字の問題、略語の問題などの話が出てまいります。

32 ページでは同様に、国や自治体の情報発信において、「表記や形式などについて、どんなところに配慮して書いてもらいたいと思うか」を聞いています。「読みやすくなるよう読点(「、」や「、」)を用いる」という回答が一番多く、それから、段落の取り方、一文を短くすることといったことが挙がっています。また、これは今後課題になるのかもしれませんが、縦書きでも算用数字を使った方がいいというのも、2割近くの人たちに選択されています。

35ページからは、最新の平成29年度の調査の結果になります。こちらは以前にも 簡単に御紹介していますが、見ていきたいと思います。

35 ページは、今回初めて聞いた問いです。この問いにお答えになる方が、ふだん「横書きで文章を書くときに、句読点はどれを使いますか」と聞いています。そうしますと、8割を超える方々が「「。」(マル)と「、」(テン)」を使っているということが分かります。御存じのとおり、「公用文作成の要領」では「。」(マル)と「、」(カンマ(コンマ))を使うということになっており、そのことを意識した問いになります。

もう一つ、以前からこの小委員会の中で、句読点の使い方に関して、何か考え方を示してもいいのではないかということが話題になっていますが、37ページでは、「文章や手紙、メールなどを書くときの句読点等の使い方に関して、何か困っていることがありますか」と聞いています。そうしますと、「特に困っていることはない」という方が8割を超えていて、平成23年度の結果と比べても多くなっています。

40ページを御覧ください。「句読点など、文章を書くときに用いる符号の使い方についてどのように思いますか」と尋ねています。「使い方を分かりやすく整理し直した方が良い」とお考えの方は、23.6%です。ほかの方は、既に刊行されている辞書や書籍を参考にすればいい、各自が判断すればいい、現状のままで困ることはないといった考えであるということです。

42ページを御覧ください。「官公庁などが示す文書を読むことがありますか」と尋ねています。以前、この小委員会の中でも、呼んでいる人が非常に少ないという御感想を頂きましたが、全体で、「読むことはない」という方が4割を超えているという

状況があります。ただ、これは飽くまでも意識調査ですので、本当に読んでいないのかどうか、分からない面もあります。御自身の意識の中では、読むことはないという方が多いということです。

何かしら読むことがあると選択した方に、「読んでいて、何か困ったことはありませんか」と聞いたところ、「特殊な言葉や堅苦しい言葉が多い」「難しい漢字を使っている言葉が多い」「意味のよく分からない外来語や片仮名語が多い」という選択肢が多く選ばれています。読んでいる方の中で、「特に困ったことがない」という方は、4割程度です。

ここで注意しておきたいのは、22年度の調査と比べますと、まず、文書を読んでいるという方が少し減っています。それから、「特に困ったことはない」という人は、10ポイントほど増えています。そういった傾向があります。

47 ページを御覧ください。先ほどは、御自分が横書きで文を書くときの句読点には、どういうものを使うかということを尋ねていましたが、ここでは、「公用文作成の要領」を引用しながら、公の文書、「公用文や教科書に用いる句読点について、どのようにするのが良いと考えますか」と尋ねています。

そうしますと、「「。」(マル)と「、」(テン)を用いるのが望ましい」という方が、4割を切るぐらいで、最も多いことになります。御自分では「。」(マル)と「、」(テン)をお使いになるという人が多かったのですが、「「。」(マル)と「、」(カンマ)を用いるのが望ましい」という方も、これまでどおり4分の1ぐらいいらっしゃるという、そういった状況があります。

50ページを御覧ください。これは非常に細かいことをお尋ねしたところです。学校で教わる表記は、国語施策が示してきた表記ということになりますが、その本則とは違う書き方を、官公庁の文書や法令で使うことがあります。そのことを知っているかどうかということをお尋ねしました。そうすると、知らないという方が多いという結果になっています。

具体的にそういった言葉を示したのが、52ページです。例えば「正に/まさに」、「若しくは/もしくは」、「御案内/ご案内」。こういったものを書くときには、どちらの方がよいと思うかということを聞いています。結果を見ると、(9)と(10)だけ法令・公用文の表記と同じ書き方が良いという方が多いですが、ほかのものに関しては、そうではない書き方の方が多く選ばれているという結果になっています。わざわざそういった言葉を選んで問いにしているところもありますが、このような傾向があるということです。

以上、「国語に関する世論調査」に関する説明でした。

続きまして、机上にあります平成 25 年 2 月の報告「国語分科会で今後取り組むべき課題について」を御覧ください。こちらでも幾つかポイントを説明したいと思います。

16ページを御覧ください。平成24年4月から5月に掛けて、国の府省と全ての都道府県・政令市、規模ごとに抽出した地方自治体(市町村)の文書担当の方々一この文書担当というのは、実際に現場で文書担当の仕事をなさっている方たちです一そういう方々に対して、公用文の作成に関するアンケートを行いました。

これは、昭和 26 年の「公用文作成の要領」について、直接尋ねたアンケートで、16 ページの「1」では、「公用文を作成する上で、「公用文作成の要領」を参照していますか」ということを聞いています。結果は、「参照している」という方が少し多いんですが、ただ、その参照の仕方というのは、一番下の付問 1 から分かるとおり、必要に応じて参照している、いつも座右に置いて仕事をしているというのではなく、

必要に応じて見ることがあるといった結果が多くなっています。

22 ページを御覧ください。公用文の分かりにくさということがよく指摘されますが、分かりやすい公用文について尋ねたのが、問4と問5です。分かりやすい公用文を作成するために、指針のようなものが必要ですかというのが問4ですが、これは「必要だと思う」、「どちらかといえば必要だと思う」が多くなっています。

そして,ふだんの意識として,分かりやすい公用文ということを考えていますかということを聞くと,「ア」と「イ」でほとんどの方が収まっていまして,「常に意識している」,「かなり意識している」という方が多いということになります。

24ページを御覧ください。句読点の問題,「,」(カンマ)と「。」(マル)を使うという原則について尋ねました。これは,実際にどのようにしていますかということを聞いています。国の府省,それから都道府県,市区町村を含めて,「、」(テン)と「。」(マル)を使っているところが圧倒的に多いという現状が分かります。それがここで明らかになりました。

その後,自由記述などもあります。法令や,国が文書番号を付けて示すような公用 文に関しては,これまでどおりでいいのではないかという御意見も,ここには見られ ます。一方で,その表記にもかなり揺れが生じている面があって,困っている方もい らっしゃるということが読み取れるかと思います。

以上, 御紹介いたしました。

○沖森主査

ただ今の説明についての直接関係する質問がありましたら、お願いします。

(→ 挙手なし。)

それでは、意見交換に移ります。ただ今説明していただきました過去の調査に関して、そして、今後の審議において必要となる調査について、御意見を頂きたいと思います。予算の都合などもあるでしょうから、何でも実現できるというわけにはいかないと思いますが、ここでは、実現できるかどうかということに余りとらわれずに、まずは自由に御意見をお聞かせいただければと思います。

○川瀬委員

世代別の座談会みたいなもので、本音を聞くというのが必要なのかなという気もしました。公用文を、どの世代の方が読むのか、もちろん、等しく国民に向かって発信するものであっても、やはりティーンエージャーの文字に対する感覚と、70代の方の感覚は違いますし、世代によって反応が違うんだなというのは、思っていた以上に顕著に出ているような気がしました。

一般に生活している人が分かる言葉でならいいみたいなことが書いてありますが、「一般の人」って、どういう人なのかというのが、ある程度定義できないと、準拠するものがないという気がします。70代の方に分かる言葉でも、20代には分からないかもしれない。その辺の感覚の違いみたいなものが欲しいかという気がしました。

○沖森主査

必要な調査ということについてですが、御自由に御意見いただきたいと思います。 調査、特に必要ではないということは、これまでの調査で十分であるということも含 めてなのかもしれませんし、それとは別に、またこちらの方で新たな考え方を協議し、 整理していくことで済むのではないかということもあるでしょうが、いかがでしょう か。

〇田中(牧)委員

たくさん調査なされていて、ここからも十分議論できると思いますが、参考資料1のこれまでの審議状況をまとめてくださったものの、5ページから「具体的な事項」というのがあって、(3)ですが、ここに用字、用語、文体、符号等、構成とあります。今の既にある調査を見ると、用字と用語と符号、ここはたくさん調査があって、かなり分かります。3番目の文体と、それから5番目の構成というのは、余り調査がなかったと思うんですが、この辺りはやった方がいいかと思います。

ただ、なかなか難しいと思います。これまでの公用文の要領に記載がなかったことなので、だから調査がなかったわけですが、多分これまでのこの場での審議だと、この辺りも扱うべきだということになっているので、やはり調査をしておかないといけないかと思います。もし何か御準備されていることがあれば、それを基に議論して、特にないのであれば、具体的にどういう調査が必要かを、今日出し合うのがいいのではないかと思います。

○武田国語調査官

「国語に関する世論調査」についても、こういったところを扱えないだろうかということは、これまで議論してきました。ただ、意識調査ですので、なかなかそういったところにまで入り込むのは難しいとも思っています。もしよろしければ、どういったことなら可能なのかということを、御検討いただければと思います。

〇田中(牧)委員

例えば、文体だと、ここに常体と敬体で、「である・だ」調と「です・ます」調とあって、いわゆる公用文は、敬体は使わないんですが、国民相手だと、最近は使うのが増えていますね。でも、「です・ます」がよいのかというと、本当に公用文で「です・ます」を使ってほしいと思っているのか、むしろちょっと居心地が悪いような感じを持つ人もいるかもしれない。確かに親しみやすさという点では「です・ます」はよいですが、公用文に期待するものがそういうものなのかどうかというのは、ちょっと聞いておいた方がよいと思います。

意識調査でもそういうのは聞けると思うので、具体的なものを、例えば今のものは、 是非聞いてほしいです。前期の報告にあった「正しさ」、「分かりやすさ」ですね、 それから、「親しさ」、「ふさわしさ」、その辺りをうまく選択肢に設けて、「であ る」体のものと「です・ます」体のものを具体的に示すか、あるいは「である」体か 「です・ます」体か、どっちがよいですかという聞き方でも、十分意識は聞けると思 うので、それが親しみやすさはどうかとか、あるいは公用文におけるふさわしさはど うかとか、そういう選択肢を設けて聞くことはできるんじゃないかと思います。

○田中(ゆ)委員

田中牧郎委員と川瀬委員のお話とも関連すると思うんですが、文体とか構成は結局、手段とか媒体に依存すると思います。このことは、年代に代表されるような受け手の属性に関わっていると思います。もう少し深く聞くなら、今まではいわゆる紙物の公用文的なものについての用字、用語、符号等についてでした。それを、様々な形、手段、媒体で伝えていることが、こういう手段、媒体だったら、どういう文体がふさわしいかとか、どういう構成とか長さがふさわしいかなど、いきなり深いところまで聞けないかもしれませんが、聞いていった方がよいかと思いました。

これまでの「国語に関する世論調査」だと、基本、用語の調査をイメージすると思うけれども、こういうことは聞かれていないから、その回答がないんだと思います。 もっと具体的な場面を示しながら聞いていくと、それぞれにふさわしい、期待される もの、文体とか構成とかといったことが聞けるような気がします。

でも、用語も結構、単発で限られたもので聞いていますね。何をみんなに聞いたらいいのか迷うところです。これは意識調査よりも、実際にどういう分かりにくい言葉が使われているのかといったことを、一定のリテラシーを持っている人がチェックする方がいいのかもしれないとは思います。

○滝浦委員

違う観点になるかと思いますが、今、お三方が言われたお考えは、受け取る側の目線で考える必要があるんじゃないかということで、それはそのとおりだと思うんですが、もう一方で、例えば参考資料1の「具体的な事項」という辺りでは、どこか自分の中で焦点が結ばないなという感覚があります。それは、自分自身が具体的に、どんな公用文がどんなところにあって、それがどのように書かれていて、実際どんなところに問題があるのかということ自体を、自分が知らないということがあって、知らないので直しようがないみたいなところがあるからかと思いました。

そういう意味で、サンプリングと言いますか、様々な種類の様々な層の公用文のサンプルみたいなものを我々自身が見て、こういうところを変えないといけないんじゃないかとか、こういうところにガイドが必要なんじゃないかとか、そういうところを考えていく、何か具体に即した調査というのも必要かと思いました。

○森山副主査

滝浦委員がおっしゃったことは、大切なことだと思います。例えば、裁判の判決の 文のように、非常に長い文が続くとか、公用文のタイプというんでしょうか、種類に よって、本当にパンフレットみたいなもの一官公庁が出すパンフレットみたいなもの もあれば、ある出来事に関わって出てくるようなものもあるし、それも全部、一般の 市民が理解しなければならないものかと思うんです。そういった点で、様々なジャン ルについての個別の調査は、確かに大切だと思います。

それと、少し違う話なんですが、符号の場合に、例えばコロン、括弧、ダッシュなども国語教育では教えられています。コロンや、3点リーダーなど、そういったものについてもある程度、これまでの調査に加えて調べられたらいいのではないかと思いました。

○入部委員

29 ページの問 22 ですが、「回りくどくない、はっきりとした表現をする」というもの。今の森山副主査のお話じゃないんですが、例えば裁判で、有罪なのか無罪なのかはっきりせず、ずっと述べた後に、最後に有罪であるといったような、ちょっと回りくどいという、それも回りくどいと思うんですね。

同じようなことを何度も何度も重ねて言われても、これもうるさいというような、もっとはっきりしてよといった感じがあります。この辺、例えば 52 ページのように二つ文例を並べて、どちらの方が分かりやすいですか、はっきり受け止められますかといった意識調査というのは、これまではなかったわけです。そういったものもあると、また一文が短い方がよいといった、短いのを、大体、一文が 60 字から 80 字ぐらいだと分かりやすいかなという意識があるんですが、それも 80 字なのか、あるいは

120字なのかといった、二つ文を並べて調査するなんていうものがあってもいいかなと思いました。

○塩田委員

今の 52 ページについて、事務局に伺いたいんですけれども、例えば1番を例に取ると、「正に/まさに」というものが、一般では平仮名書きの方がよいと思うという人が3分の2を占めたという、この結果を受けて、例えば公用文では、これを仮名書きにするということは、今の原則で技術的に可能なんでしょうか。今は1単語1表記主義でやっておりますが、こういう結果を積み重ねて一私はどんどん積み重ねるべきだと思いますが一可能なのかどうか、どうなんでしょう。

○武田国語調査官

法令では「正に/まさに」という表現は、余り使われないと思いますが、その次の「若しくは/もしくは」については、法令・公用文では、必ず「若しくは」の方で書きます。でも一般の方は、仮名の方がよいと思っていらっしゃるわけです。法令、それから、文書番号を付けて出すような公用文においては、やはり「若しくは」という書き方を崩すことはできないと思います。

そこで問題になるのが、公用文はどこまでの範囲なのかということになります。これまでの議論ともつながるところですが、現実として、「正に/まさに」といったものは、ホームページ、ウェブページなどのレベルではどうかというと、仮名に開いているものがたくさんあると思います。実際、広報など、政府の中で作られる文書の中にも、そういったものがあります。

ですから、実態として、本来の公用文表記と違うものが政府内で使われることもある一方で、法令などでは、やはり動かし難く、きちんと守られているのではないかと 思います。今後もそこは簡単には変えられないところかと思います。

○塩田委員

反対に言うと, 法令以外については変えることはできるということですか。

○武田国語調査官

そこがある意味,ここでの御議論の焦点の一つになるのかと思います。現実として, 広報などでは開いて漢字を使わないことがあります。例えば「御案内/ご案内」につ いて,「御案内」の「御」を平仮名で書くということが,実際にいろいろなところで 見られます。

現在のところ、そういう書き方をするときのよりどころが、実は、はっきりしていないわけです。国の府省が発信する文書などの中で、公用文の表記以外の書き方をするときのよりどころが、どこにもないのではないか。今、御指摘いただいたところは、ここで議論していただく上での大事なところなのかと思います。

○塩田委員

では、そのよりどころを今後作っていくための議論をする余地はあるわけですね。 法令以外の部分についての考え方を議論するということは、していってもかまわない んですね。

○武田国語調査官

ウェブサイトなどを見ると,既に公用文表記ではないものが少なからず使われているという現状がありますので,それを捉えて,ここから何か提案をする,発信をするということは,できるのかもしれません。

○関根委員

意識調査ではないんですが、「公用文作成の要領」の改定が必要ないという理由の一つとして、各省庁において既に公文書作成におけるいろいろな知識とか内規みたいなのがあるからだというのを、確か前に聞いたと思います。具体的にどうなのかというのを、例えば「公用文作成の要領」と照らし合わせて、果たしてバッティングするのか、それとも要領にないものがあるのかとか、その辺りが分かると…。

それから、各省庁だけではなく、そういう文書作成の要領的なものを作っている企業や、あるいはマスコミも作っていますが、それから学校関係ですね。そういう文書作成の目安、基準みたいなものを調査して、「公用文作成の要領」と対照してやってみるというのをやっていきたいと思います。

○武田国語調査官

各府省にそれぞれの文書作成の文化みたいなものがあって、それに基づいて行われている面があるということも、確かにあると思います。ただ、ベースには、やはり「公用文作成の要領」や、内閣訓令、あるいは法制局から出ている通知といったものが、ちゃんとあるはずです。一方で、昭和26年の古いものに関しては、それそのものを直さなくても、既に各府省では文書作成がつつがなく行われている面があります。あえてこれを直すということは、むしろ現在行われていることの妨げになる場合もあるのではないかといった考え方もあるかもしれません。

もう一つ言いますと、先ほどの報告の 19 ページを御覧ください。例えばそれぞれの府省で用字用語例であるとか、送り仮名用例集のような、文書を作成するときの手引を作っているかということをアンケートで聞いています。例えば文部科学省にはそういったものがあります。「文部科学省用字用語例」、「文部科学省公用文送り仮名用例集」というのがあって、実際には常用漢字表そのものではなく、そういった用語・用例集の方を見ながら職員は仕事をしています。

では、そういったものをどこでも作っているのかというと、問3ですが、国の府省で言うと、八つしか作っていないという現状があります。ただし、作成していないところも文部科学省のものを参考にしていたり、かつて内閣官房が作っていたものなどのを使ったりしているようです。

ですから、各府省の文化があって、それぞれの文書作成が問題なく行われているというのは、何かきちんとしたガイドラインがそれぞれ決められているというよりは、 それぞれが積み上げてきたものがあって、それを尊重したいということになるかと思います。

○沖森主査

では、必要な調査については、随時事務局と相談しながら、引き続き検討していきたいと思います。

引き続きまして、配布資料3を御覧いただきたいと思います。これは事務局で、「公用文作成の要領」で現状と合わないのではないかといった点を中心に、整理していただいたものです。今回の審議は、この「公用文作成の要領」を見直すというところからスタートしております。これまでも再三、先ほども話題になったものでありますけ

れども、全体を細かく確認していただいたということは、これまでありませんでした。 そこで本日は、現行の「公用文作成の要領」を、これまでよりもつぶさに御覧いた だいた上で、理解を深めていただきたいと思います。それとともに、検討すべきとこ ろについて御指摘いただきたいと思います。「公用文作成の要領」そのものを新たに 作るということを目指せるかどうかは別にいたしまして、こうした公用文について検 討している以上、現行の要領について、今後も生かすべきところ、そして、是非とも 改めるべきところなどに、何らかの形でしっかりと確認すると言いますか、まとめて おくということも必要ではないかと考えております。

そこで、まず「前書き」のところから、「第1 用語用字について」の「2 用字について」まで、ページで言いますと 1 ページから 7 ページまでについて、事務局から、説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

それでは御説明いたします。「公用文作成の要領」というのは、繰り返しになりますが、昭和26年、文化審議会国語分科会の前身である国語審議会が、総理大臣と文部大臣に宛てて建議したものです。その建議の文章が1ページの下にありますけれども、それが翌年、内閣官房長官依命通知という形で、別冊として各府省に示されたということになっています。

今回お示しした資料は、オリジナルのものを使いまして、それを基に、まず現状に合わせて機械的に直せるところは直してみました。それから、これは現状と合わないだろうと明らかに思われるところは、赤字にしました。また、現在、市販の書籍にこの要領が取り上げられるときには、現状と合わないところなど、省略されている部分があります。そういった省略のうち、項目ごと丸ごと落ちているものは、斜体字にしてあります。それから、検討が必要とされる可能性があると考えられる部分には網掛けをしています。

まず、建議の頭の部分があり、2ページに入りますと「目次」、その後に「前書き」があります。下線が引いてあるところは、今回、機械的に直したところで、例えば「前書き」というのは、元々のものは平仮名です。「申合せ」には「し」と「わ」が入っていました。そういったものも、現在の公用文の表記の形に直しました。

3ページからが本体の大事なところになっていきます。まず「第1 用語用字について」というところがあります。「1 用語について」の最初のところには、あえて「当用漢字表」というのを残しています。元々は「当用漢字表」だったということです。今は「常用漢字表」になっておりますので、以降は全て直してあります。

赤い字になっているところ、例えば一番上の「措置」は、「処置」や「取扱い」に直した方がいいと書いてあります。しかし、先ほど御覧いただいたとおり「国語に関する世論調査」の結果を見ると、「措置」のままでもいいという方が多い。したがって、現状と違うだろうということで赤字にしています。「国語に関する世論調査」で半数以上が使っていいとおっしゃっているところは、赤字になっています。

同様に、「1 用語について」の「3」のところにある「言いにくい言葉を使わず、 口調の良い言葉を用いる」という部分を御覧ください。言いにくい言葉として「拒否 する」「阻む」が挙がっていますが、現在では、それほど皆さん、難しいと感じてい ないと思われます。

「4」と「5」に「音読する言葉」とありますが、この「音読」というのは、声に出して読むという方の意味ではなくて、訓読み・音読みの音読みのことです。音読みする言葉はなるべく避けるということ。それから、音読みする言葉で、「意味の 2 様

に取れるものは、なるべく避ける」ということが、ここに書いてあります。この中にも、既に皆さんが慣れていらっしゃるような言葉もあるのかもしれません。

「6」のところには、「長い言葉は、無理のない略し方を決める」とあります。例に挙がっているものが既に古く、今では使われません。例えば「経団連」(日本経済団体連合会とか、「連合」(日本労働組合総連合会)とか、そういったものが入ってくるところかもしれません。

4ページを御覧ください。「2 用字について」の「1」。ここは,漢字は常用漢字表によるということが書いてあります。「(1)常用漢字表を使用するに当たっては,特に次の事柄に留意する。」とあって,この後の「1」が,現在は全部省略されて使われています。これは,現在の公用文・法令の文字遣いと,このとき示されていたものの考え方が違っているからです。一方で,現在の考え方に直した上で,ここに具体的に挙がっていた方が本当は分かりやすいということはあるかもしれません。

では、この省略した部分は何によって補われているのかと言いますと、これは机上資料のファイル「公用文関係資料集」、この「02」に「公用文における漢字使用等について」、それから「03」に「法令における漢字使用等について」があります。常用漢字表を使用するときに、具体的にはどうするかということが、この「02」「03」に詳しく示されていて、今はそちらが参照されるようになっています。「公用文作成の要領」の中に、具体的な常用漢字表の運用の仕方が書かれていればもっと分かりやすくなるかもしれないのですが、今は既に基準が変わっているということもありますし、省略して使われているわけです。

例えば、どんなところが違うかということですが、「注」のところに「仮名で書く 語の例」として、「代名詞・副詞など」というのがあります。「わが」とか、「わが 国」というときの「わが」ですね。それから、「だれ」、「あまり」というのを平仮 名で書くということになっていますが、現在は漢字を使って書きます。

それから、「接頭語・接尾語」、「4」のところでは、このとき「「ご」は漢字でも仮名でもよい」と言っていました。今は漢字で書くということが、「公用文における漢字使用等について」に明記されています。そういったわけで、これが省略されているということになります。

5ページに、「3 動植物の名称は、仮名書きにする」があります。この仮名書きにするというのも、現在は省略されています。「動植物の名称は、仮名書きにする」というのは、当用漢字表の前書き部分、使用上の注意事項というところに書かれていましたが、今は必ずしも仮名書きにするということになっていません。

それから、「4 次のようなものは、仮名書きにする」というところも、今は省略されています。特に下の方で、「なお、次のようなものを仮名書きにすることは言うまでもない」と言っていますが、ここにはいわゆる熟字訓一複数の漢字を並べて一つの訓になるようなものが、取り上げられています。今、常用漢字表の付表にこういったものが入っていますので、不要になっています。

6ページで赤字になっているのは、既に常用漢字表に入っている、あるいは常用漢字表の音訓として取られているので、使える漢字になっていたり、もう漢字を使うことができたりするというものです。

それから、真ん中辺り、「2 常用漢字表中の、音が同じで、意味の似た漢字で書き換える」というのは、その後、更に範囲を広げて「同音の漢字の書きかえについて」というものが国語審議会で作られ、その表記が、現在、かなり定着しているかと思います。

そのほか,ここで指摘されているものの中には,常用漢字表に代わり,改定されて

いく過程の中で、既に表内の漢字になっているものが多くございます。

7ページの「2」のところには、「仮名は、平仮名を用いることとする。片仮名は特殊な場合に用いる。」とあるんですが、これは今のものでも省略されていません。例えば「4.」のところには、「左横書きに用いる仮名は、片仮名によることができる」と書いてあります。でも、これは現状とは違うのではないか思われます。

それから,「3」のところですけれども,「送り仮名は,当分の間「公文用語の手びき」の送り仮名の付け方による。」ということでしたが,その後,国語施策の中で,「送り仮名の付け方」が答申されております。漢字使用等についての決まりもできていますので,ここは既に省略されています。ただ,「国語に関する世論調査」の結果とも関係するところですが,公用文・法令での送り仮名の付け方と,一般での送り仮名の付け方との間に違いがあるということが,現状では分かりにくいという面があるかもしれません。以上です。

○沖森主査

ただ今の説明についての直接の質問がありましたら、お願いします。

(→ 挙手なし。)

では、意見交換に移りたいと思います。考え方を生かすべきところ、あるいは改善すべきところなど、御指摘いただきたいと思います。感想でも結構ですので、何かお気付きの点があれば、お願いします。とりわけ、網掛けをしてある部分につきましては、考え方として、もはや古いように感じられる面があり、また、実態とはずれていたり、さらには、最近では余り意識されていなかったりするところかと思います。その辺りの扱いなどについても御意見を頂ければと思います。

○川瀬委員

すごく暴言かもしれませんが、既に役目は終えたんじゃないかという気もします。 先ほど机上資料の、「国語分科会で取り組むべき課題」という冊子の自由記述の四つ 目ですか、制定された当時と異なり、各府省でいろいろなものができていると。大半 は既に役割を終えており、廃止すべきと考えるという自由記述があって、それが引っ 掛かりながら、お話を聞いていました。特に今までお話しいただいた部分については、 ある種、あえて出さなくてもいいんじゃないかという気もしました。

それから、例文と言いますか、例とする単語に関しては、ある程度の年数がたてば、今見直したからといって、5年後、10年後にまた古くなるのは目に見えていると思います。ですから、「公用文作成の要領」というものがあるというのも、例えば何年版とかいうように、改定を前提とした形で捉え直す必要があるんじゃないかと思います。単語そのものの言い換えよりも、どう書くか、どう伝えていくかというのを、少し考えていった方がいいのかと思いました。

○関根委員

私,実は全く反対のことを言おうと思っています。やはりこれは現代文の表記とか用語の一番基礎になる,原則になることなので,どれも大事なことだと思います。確かに具体例が余りにも古めかしくなっているので,そう感じてしまいますが,実際に新聞もそうです,放送もそうです,いろいろなところでの表記とか用字用語の一番基礎になっているものだと思うんです。

だから、もう要らないというのは、おっしゃるように、それは当たり前のことになっているというのは、そのとおりだと思うんですが、その当たり前の部分を残してお

くべきだと思うし、意外に今でもこれが守られていない部分って、結構あると思います。例えば、使い方の古い言葉を使わず、日常使いなれている言葉を使うとか、あるいは、意味の2様に取れるものは、音読みのものはなるべく避けるとか、かなり今でもそれが原則になっていると思います。

それから、「2」の「用字について」の仮名で書く部分とか、さっき塩田委員がおっしゃったようなものと関係してきます。だから、本当はこれを省略ではなくて、代名詞、副詞、接続詞などは、原則仮名書きが読みやすいということを基に、もちろんそれだと、いろいろなところとバッティングなどが出てくるでしょうから、例えばそこに許容のような形で、漢字を使うことで意味の分かりやすいものは、もちろん漢字でいいみたいな、そういう緩やかなものにする。原則は原則として残しておくべきだと、改めて読んで、これはすごく大事なものが書いてあるんだと思いました。文語から口語へ橋渡しをするために作ったもので、そういう意味では役割を終えたというのは、確かに歴史的にはそうかもしれませんが、今でも現代文を書く場合には、これが基本になっているんだと思いました。

○沖森主査

7ページまでということではありますが,幾つかに分けて御意見を頂きたいと考えていますので,またお気付きの点がありましたら,後で付け足しでも結構ですので,関連して御意見を頂きたいと思います。

では続きまして、「第1 用語用字について」の7ページ「3 法令の用語用字について」から、8ページ「5 人名の書き表わし方について」まで、説明をお願いします。

○武田国語調査官

まず、「3 法令の用語用字について」ですが、ここはタイトルのところに網掛けをしています。この要領が作成されたのは、まだ国語審議会が法令の用語などについて、いろいろ意見を言う立場にあった時代です。ところが現在は、用語用字に関して、例えば常用漢字表を作るのはここですけれども、法令そのものにおける使い方というものは、ここが所管しているわけではありません。先ほどもファイルの中、「03」として、「法令における漢字使用等について」というものを御紹介しましたが、現在は、この通知に沿って、法令での用字用語が行われています。

そういう意味では、この「3」の「1 法令の用語用字についても、特に差し支えのない限り、「1 用語について」及び「2 用字について」に掲げた基準による。」、これはもう変えようがないわけですが、そのほかの部分については、もはや今はここに本当にある必要があるのかということで、網掛けにしたり、斜体字にしたりしております。

特に、8ページの上のところに斜体字で、なおかつ赤にしているところがあります。これは、省略されて使われている部分です。「常用漢字表にない場合には」、「常用漢字表にない部分を仮名書きにし、傍点を付けることとし(縦書きの場合)、常用漢字表中の同音又は類音の文字をもってこれに代えることはしない」とあるんですが、今は法令では常用漢字表にない漢字を使うときには、振り仮名を振ることになっています。ただ、全部そうするわけではなくて、仮名の方が分かりやすかったり、あるいは交ぜ書きにした方が分かりやすかったりする場合には、そういうものを使うことも例示されています。いずれにしても、今は表外字を使って振り仮名を付けるという書き方が可能になっています。

それから、「4 地名の書き表わし方について」と「5 人名の書き表わし方について」には、「差し支えのない限り、仮名書きにしてもよい」ということが書いてあります。しかし、今は地名や人名を仮名書きで見るということは余りないのではないかと思います。

それから、「4」の「4」を見ていただくと、「常用漢字表以外の漢字についても、常用漢字表に準じた字体を用いてもよい」と書いてあります。これはどういうことかと言いますと、例えば千代田区の「区」というのは、バツを書いた「区」ですけれども、森鷗外の「鷗」という字、カモメという字の左側の部分は「品」を書くわけです。ところが、これに沿って、例えば地名として「鷗」というのを書こうと思ったときには、常用漢字表の中に、あるいは当時の当用漢字表の中に、簡単な形になった「区」があるから、その形を使ってもいいということを、ここは言っています。これは今の国語施策の考え方とは違っています。現在は、平成12年に国語審議会が答申した「表外漢字字体表」というものがあって、それに沿うことになっていますので、赤字にしてあります。

それから、「人名の書き表わし方について」は、仮名書きということとともに、「1」では、「常用漢字表の字体を用いる」とあるわけです。例えば、タカハシさんの「タカ」という字は、「髙(はしごだか)」というものと、口を書く「高」というものがありますが、特に学校などでは、ちゃんと使い分けようとか、学校だけではなくて、二点のしんにゅうの「辻」であるとか、そういったことを大切にされる方もいらっしゃいます。でもここには、「常用漢字表の字体を用いる」、タカハシさんでいえば「髙(はしごだか)」ではなく、常用漢字表の中にある「高」を使えばいいんだということが書いてあるわけです。現状と合っていない面があるので、網掛けしております。

○沖森主査

直接ただ今の説明について質問があれば、お願いします。 (→ 挙手なし。)では、意見を頂きたいと思います。ただ今の事務局からの説明のとおり、法令の部分については現在のところ、別によりどころがあったりするわけですし、地名、人名についても、実態とはかなり異なっているところがあったりしています。法令の部分については、少し意見が述べにくいところがあるかもしれませんが、地名、人名の書き方などを中心に、御意見を頂ければと思います。

○善本委員

先ほど例示していただきましたので。私どもの学校は白鷗高校というんですが、森鷗外の「鷗」の字を校名に使っています。これの運用が非常に難しくて、ワープロなどでも普通に難しい方の字が出るので、大抵の場合は、いわゆる正字としてこれを使いましょうという校内ルールにしています。唯一できないのは、ファイル名だけは使えないことになっているようです。要は、電子データのファイルの名前には、簡単な「メ」で書く方しか使えないというルールになっています。ですから、それ以外のところでは、保護者に文書を出すときでも何でも、正しい字を書くんですが、電子データでやり取りするときには簡単な方の字を書くということになっているようです。何で申し上げたかと言うと、ほとんどの人がワープロを使って作業しているということから、ワードプロセッサーのルールがどうなっているのかということに、我々が非常に影響を受けているんじゃないかなと感じているからです。

さて、前の話に戻りますが、句読点で「、(カンマ)」「。(マル)」が公文書では正式になっているんだけれども、我々学校でも、教科書は全部そうです。それなのに、現場で運用するときには、ほぼ全く使われなくて、「、(テン)」と「。(マル)」です。そうなっているのは、これは私の想像なんですが、ワードプロセッサーの使い方のデフォルトがそうなっているからじゃないかと思います。だから、多分お役所の方たちは、公用文にするために設定を直しているんですよね。「、(カンマ)」と「。(マル)」が先に出るように。

今の時代は、電子データ上の、電子上の文書管理がどうなっているかという実態を見ていかないと、それにすごく全体が影響を受けているんじゃないかなと思っています。今、うちの例を端的に申し上げましたが、電子上でどういう取扱いになっているかということをしっかりと踏まえて、検討していくというのが重要かと思っています。

○関根委員

地名を仮名書きでもいいというのは、当時のそれこそ仮名タイプか何かの、そうい う事情があったということがあるんでしょうか。

○武田国語調査官

そういうこともあったと思います。

○関根委員

そうすると、当時も今と同じように、何を使うかによって、かなり影響を受け、それを許容するために、こういう書き方をしていたということでしょう。

それから、「人名も差し支えのない限り、常用漢字表の字体を用いる」というのは、原則としては、今もそういうものがあってもいいんじゃないか、それに幾らでも例外や許容は付けてもいいけれども、こういう原則がないと収拾が付かなくなるんじゃないかと思います。確か「常用漢字表の字形・字体に関する指針」の中でも、Q&Aで、差し支えのない限りという形だけれども、「常用漢字内の字体を用いることを尊重する」といったように書きましたね。だから、原理原則みたいなものは置いておくべきだと思います。そこに幾らでも許容や例外を付けてもいい。だから、そんなに簡単に直さなくてもいい部分が多いのではないのかと思いました。

「4」の「4」についても、結局、赤字の部分は、むしろ「表外漢字字体表」をここに差し替えればいいわけですよね。「常用漢字表及び表外漢字表の字体を用いるのが原則である」みたいにすればいいわけです。

○武田国語調査官

今,「表外漢字字体表」のお話が出ましたので、少し御紹介したいと思います。机上資料の「答申・建議集」の365ページを御覧ください。西暦で言うと2000年、国語審議会の最後の仕事になるんですが、常用漢字表の外にある漢字を、特に印刷文字として使うときに、どういう字体を使うのかということを整理したのが、この「表外漢字字体表」です。

例えば、「鷗(カモメ)」について言うと、これは「オウ」ですから、382ページ、75番に出てきています。この「鷗」という字は常用漢字表の外にある字で、ワープロが世に出てきたときに、実はこの右側の「鴎(バツカモメ)」しか使えない状況がずっとあったわけです。そうすると、例えば学校の先生が授業のために作るプリントは、

この「鴎(バツカモメ)」であるのに、教科書を見ると、鷗外というのは「鷗(シナカモメ)」になっているといったことが起こる。そういう状況がずっとありました。それを解決しようということで、この「表外漢字字体表」ができました。常用漢字表の外にある漢字について、印刷標準字体というものを定めたのです。鷗外の「鷗」でいうと、印刷標準字体として「鷗(シナカモメ)」が挙がっていますが、ただ実態として、電子機器には「鴎(バツカモメ)」がずっと載っていましたので、これを簡易慣用字体ということで認めて残しています。これも使えることにはなっているんですが、標準の方は「鷗(シナカモメ)」ですよということを示しているということです。ですから、もしも常用漢字表の外にある漢字の字体をどうするかと迷ったときには、これに基づけばいいということになります。これが「表外漢字字体表」です。

○善本委員

いっとき教科書も、「鴎(バツモメ)」になっていた時代がありました。私はずっと国語の教師だったので、森鷗外の作品を教えてきましたが。だから、その辺も表記が揺れていたと思います。今は正字の方で書かれていますが、あの「メ」と書いてある「森鴎外」を見ると、違う人みたいで、国語の教師としてはすごく気持ちが悪いです。でも教科書もそうなっている時期が一時期ありました。

○沖森主査

では、引き続き残りの部分、「第2 文体について」、「第3 書き方について」の部分の説明をお願いします。

○武田国語調査官

9ページから御説明します。まず、「第2 文体について」ですが、ここに関しては現在、迷うようなことは余り書かれておりません。ここでこうしましょうと言っていることは、世の中で定着している面があるかもしれません。ただ、何か所か、注意したいところがあります。

例えば「1」の「1.「だ,だろう,だった」の形は,「である,であろう,であった」の形にする」と。常体で書くときに,こういった約束が公用文にはあります。ただ,少し砕けた文章などでは「だった」とか「だろう」なんていう言い方を使うことがあるかもしれません。それで網掛けをしております。

それから,「2 文語脈の表現はなるべくやめて,」とありますが,これを今,あ えて言う必要があるかということで,網掛けをしています。

例えばこの中の「3」,「べき」の使い方ですが,サ行変格活用の動詞に続くときには,「するべき」としないで「すべき」と書きましょうということが書いてあります。これは原則としてはそうなんですが,かなり揺れている面があります。そういう現状を,どう考えるかというのも課題になるかもしれません。

10ページを御覧ください。例えば「4」の「注1. 時及び場所の起点を示すには、「から」を用いて、「より」は用いない。」とあります。これは公用文ではよく言われる話ですが、実際には、起点を示す場合にも「より」が使われることがあります。そういった状況をどう考えるかといったことがあるかと思います。

以上のように,「2 文体について」の部分は,今ではこの内容に合った形で大体 安定しているところですが,部分的に現状と異なる面もあるということです。

「第3 書き方について」に参ります。こちらにはいろいろと問題となること、話題になることがあります。まず 11 ページの一番上のところ。左横書きで公用文を作

るということは、当然のことになっておりますので、赤字にしています。

その次,「左横書きに用いる仮名は、片仮名によることができる」とあります。これは昭和 26 年の段階では、平仮名と漢字で国語を書くということが、まだ国語審議会の中でも明確にされていたわけではありませんでした。それがはっきりするのは、もっと後になってからになります。当時は、委員の中にも、片仮名を使うべきだという方がいらっしゃいました。研究結果などでは、横書きするときには片仮名の方が書きやすい、速く読めるし、速く書ける。そういった成果もあったので、横書きのときには片仮名でもいいという考え方が、このときには残りました。戦前は漢字片仮名交じり文だったということも影響しているかと思います。

「4」のタイプライターは、これは現在においては、要らないということになると思います。

「5」の「1. 文の書き出し及び行を改めたときには1字下げて書き出す。」とあります。これは当然のようにも思えますが、今、ウェブサイトを見ていると、かなり1字下げの習慣が失われている面があります。そういったところはどう考えるのか。

「2.句読点は、横書きでは「,」及び「。」を用いる。」,この辺りについても, ざっくばらんにお話を頂ければと思います。

「4」の網掛け部分については、項目の細別の書き方について、「公用文作成の要領」の中に、一応こういったものがあります。実際にこれが使われているというわけではないかもしれません。ただ、こういったものがあって、ほかに参照できるものは、公が出しているものとしては、恐らくないのではないと思われます。こういったことについて、もう一回整理できるかもしれないということです。以上です。

○沖森主査

まずただ今の説明について直接の質問があれば、お願いします。

○川瀬委員

最初の「第3 書き方について」の下のところに、「執務能率を増進する目的をもって」とあります。要は役所の側の能率アップのために、それが伝わりやすさというものも、もしかしたらそこに入るのかもしれませんが、この文言もどうかなという感じがしなくもないですが、いかがでしょうか。

○沖森主査

赤字にしておいた方がいいでしょう。

○武田国語調査官

分かりました。戦前は全部縦書きだったわけです。実はこれが昭和 26 年にできて、27 年に内閣官房長官依命通知になっても、全府省に横書きが広がるまでには相当時間が掛かっているんです。昭和 20 年代には依然縦書きが残ったままで、30 年代になってようやく定着していきます。この「執務能率」は、例えば、この辺りのことを当時の国語審議会の委員が解説しているものがあるんですが、縦書きで書くと、手が汚れるわけです。でも、横書きなら汚れないですとか、つづるときに横書きの方が便利であるとか、そんなことも書かれております。そういったことが、ここには含まれているということです。

○沖森主査

今, 手で書くことは余りないのかもしれませんからね。

続いて、意見を頂きたいと思います。この「第2 文体について」は、現在でも大事な点を指摘されていますが、最近では余り問題にならないところもあるかと思われます。また、「第3 書き方について」では、先ほどの説明の中にもありましたように、読点の「、(カンマ)」などの問題などもありまして、今後どのようにこの部分を、あるいはこの全体を生かしていけばいいかということも含めまして、御意見を頂きたいと思います。これまでのところ全てについて、関連してでも結構ですので、よろしくお願いします。

○関根委員

「時及び場所の起点を示すには,「から」を用いて,「より」は用いない」というのは,放送とか新聞はかなりしっかりやっています。本家本元の公用文の方では余り守られていないけれども,結構ほかのところでは守っているところがあります。そういう意味で,これはもうちょっと大事にしてほしいというところがあります。

先ほどの「口語化の例」は、もう当たり前だろうと言われるかもしれないけれども、「ごとく・ごとき」とか、「進まんとする」という表記、言い方は、公用文、例えば官僚の文章、政治家、経済界なんかでは、結構見掛けます。文語脈の表現というのは、まだ脈々と残っているんじゃないかと思います。その下に「主なる」とあるけれども、「主なる」は余り見ないが、「主たる」は結構、新聞でも使っています。これは「主な」でいいと思います。

だから、この原則は原則として、用例をもうちょっと充実させていくと、今でも十分使えるものになるんじゃないかと思います。先ほど、かなり用例が古くなっているとおっしゃいましたけれども、そういう部分はあるんでしょうが、逆に見ると、これだけ昔のもので、今でもそうだなと思う、いわば赤にしていない部分がこれだけあるというのも、これはまたすごいことじゃないかなと思います。今でもこういうところに注意しないと、戻ってしまうと思います。

だから、常用漢字になってしまったものを外すとしても、例えば最初の常用漢字表にない漢字なんていうのは、よく言うのは、「帰趨」なんかは「動向」とか「行方」とかにすればいいわけだし、それから、使い方の古い言葉なんかも、考えればいろいろとあると思うんですが、さっきの「主たる」もそうでしたが、意外に「帯同」なんて使います。これなんかは「同行する」で問題ない。

音読みの言葉について、「橋梁」を「橋」とするなんていうのは、結構放送では気を付けています。そのほかにも、例えば1字の漢語、「…を模した」とか、「…に資する」とか、1字の漢語でサ変になるもの。これは聞きにくいし、文語的になるんじゃないだろうか。探していくと、それぞれの項目に当てはまる具体例は山のように出てくるんじゃないかと思います。それを注意すると、それだけでも、かなり分かりやすくて伝わりやすい文章になるんじゃないかと思うので、やはりこれを基本にしていけばいいんじゃないかという思いもしています。

○塩田委員

今の「から」,「より」問題は、私たちも聞かれれば、そう答えるんですが、ほとんどの人は、理由が多分分かっていないと思います。だから、もし今後これを直していくときに、本文に入れるか、あるいは附属資料、あるいは今回の言語コミュニケー

ションのようにQ&Aにするかは別として、なぜそうするのかという理由があった方がよいと思うんです。

「から」,「より」については、例えば、「私が行きたいのは東京から埼玉だ」。これを、「私が行きたいのは東京より埼玉」だと、意味が違います。そういうことを防ぐために、起点を表す場合には必ず「から」を使うと。「より」を使うと意味が変わる場合もあるということは、今載っている例文だと多分分かりません。今の例文は全部、起点の「より」にも直せるんですね。「より」にしてしまうと意味が変わるような例文を出した方がよいと思います。

○川瀬委員

書き言葉なので、「から」、「より」はしっかりしてほしいと思います。話し言葉では、文語は使います。特にセレモニーです。例えば「総理大臣より賞状を授与します」みたいなのは、意味としては「から」です。でも、何か文語の方が格が高いみたいなイメージが…。話し言葉の中に生活感覚でということはどうしてもあります。「…を模したり」とか、「…に資する」とか、そういうのも、スピーチっぽい言葉の中では、やはり出てきます。

だからそれが、目で見て分かる文章なのか、耳で聞いて分かる文章なのかで、目的は違ってくると思います。今回は、目で見て分かる文章について、きっちり考えていく必要があるんだろうと思います。あと、先ほど武田国語調査官から話のあった、いろいろ揺れているとか、実態は使っているとか。「何だ、守っていないんじゃん」とありていに言うと、そう思いました。

これは放送・新聞でもそうですが、要するに、何が正しい日本語なのか、何が変化した日本語なのかというのが、いつも、どこまでを許容とするのか、「なので」だったり「ら抜き」だったり、そういうのと同じで、「今、実際には使っちゃっているから、もう外していいよね」という考え方でいいのか、それとも、関根委員がおっしゃっているような、全てのものの基本になる動かしようのないものだけ、きちんと残すのか、そこはしっかり考え方を分けておかないと、また半端なことになるんじゃないのかなという気がしております。

○入部委員

句読点ですが、手書きのときに、例えば「、(カンマ)」、「。(マル)」というのは、違和感なく空間的な把握で、うまく入れられたのかもしれないんですが、これがワードプロセッサーとかコンピューターだと、半角のイメージが「、(カンマ)」にはあって、そこに「、(カンマ)」を入れると、ぴしっと付いちゃうような、そういう半角と全角が交じっているというイメージが、私にはあります。そういう意味で、手書きなのか、あるいはそういった機器を使っての文書作成なのかということを考えますと、時代に合わせてということであれば、全角で全てとか。「、(カンマ)」の全角というのもあるんでしょうか。

○武田国語調査官

あります。

○入部委員

あるんですね。余り使わないかもしれませんが、ちょっと違和感が…。英語の中に「, (カンマ)」がある, 「. (ドット)」があるというイメージなので, 使う用具

によって時代の進化があるので、機器の進展もあるので、そういったことに合わせてという意味で、「、(テン)」と「。(マル)」にしていただければと思います。

○川瀬委員

数字なんですが、この時代、全角・半角のない時代だったので、2桁以上の数字は 半角とかいうのが、今は割と一般的なのかと。1桁の数字は全角で書くこともあるけれども、2桁以上が全角で、特に6桁とかになってくると非常に見づらいので、半角にするケースが多いように思います。その辺、「公用文作成の要領」の時代になかった全角・半角という発想は、英字表記、数字表記には必要なのかなという気がします。

○塩田委員

人名の書き表し方について、どの辺りまで国語分科会が入り込めるかだと思います。かつては、例えばワタナベさんの問題で言うと、常用漢字表の「辺」で出しても、さほど怒る人はいなかったけれども、今は相当大変な状況になっていますね。これを変えるとなったときに、果たして本人の申請があれば、どんな漢字でも、どんな表記でも、そうすることにすべきなのかどうか、新聞でも放送でも非常に困っている問題です。

あと、「髙島屋」の「髙(はしごだか)」とか、「吉野家」の「吉」の字の横画の長さとか、表外字の字体について、いろいろな問題が絡んできます。それを、本人の申請があるからそうするということで突き進む方針にするのかどうか、私も解答がありませんが、考えないといけないと思います、もしここに触れるんだったら。

○関根委員

それは先の「常用漢字表の字形・字体に関する指針」の中で、多少踏み込んでいます。もちろん、かなり慎重な表現にはしましたが、人名というのは社会で使われるもので、個人のものだけじゃないからというところから。だから、もちろん個人の尊重みたいなものは大前提にするとしても、コミュニケーション上、旧字体を使うことを許容するみたいな、そのくらいまでは言えるんじゃないかと思います。

もう一つ、数字のことに関して言うと、もし今回これをやるとしたら、アラビア数字と漢数字の使い分けみたいなのも、触れるといいんじゃないかと思います。アラビア数字を使うことが多くなってきて、漢数字との使い分けについて、かなり迷うことが多くなっていると思うので。

○善本委員

先ほどの人名に関することで申し上げれば、学校の現場では、どんな字でも外字を作ります。ですから、入学選抜の時期になると、願書に書かれている名前の字を確認して、それがないものであれば、外国籍の方の場合もありますし、本当に外字で一つずつ作ります。そこまでやっているんですが、そうやっても、それはワープロソフトとして作るときには外字を設定すればできますが、様々にソフトを活用して電子データとして運用すると、そういう文字が「・」で出てきたりします。逆にすごく気を付けないと、失礼なことになったりするケースもあります。

したがって、企業秘密的なところもあるんでしょうけれども、電子データとして、 ソフトを作っている、日本語変換システムなりを作っているところが、どういう運用 をしているのかというところを見ていかないと、現代においては、そこの接着がすご く難しいかと思います。 それと、最近では予測変換システムになっていますから、私が、「あれ、この字は違うんじゃないの」と思っていても、そっちが先に出てくることが結構あります。この字はこっちが先だろう、こっちの方が正しいだろうというときに、それが2番目に出てきて、違うんじゃないかと思うものが出てくるようなところがあると、何らかの方法で、これがメジャーだというものを企業サイドで設定しているんじゃないかと思います。その辺りがどうなっているのか、分析の仕方がないのかなと、ビッグデータとして見ておく必要があるような感じも持っています。

○塩田委員

人名については、まだ検討の初期段階なので、ちょっと風呂敷を広げていきます。 例えば中国人名の名前。「コキントウ」の「トウ」の字。これを、さんずいにコトブ キ、常用漢字表の「寿」を使うのか、あるいは旧字体の「壽」を使うのか、あるいは 中国語の簡体字を使うのか、いろいろな問題が出てきます。

そこから転じて、漢字、平仮名、片仮名だけでいいかというと、アルファベットはどうなのかと。欧米の人が、私の名前はアルファベットで表記してくれと言ったときに、どう対応するか。もっと進んで、私の名前はハングルで書いてくれと言われたら、どうするのかといったことも、多分、触れざるを得なくなってくるんじゃないかと思います。

○関根委員

外来語は片仮名で表記するみたいに書いてありますね。それは当たり前で、必要ないように思うけれども、塩田委員がおっしゃるように、今はアルファベットの表記など多くなっているので、そういうのを日本語の文章としてどうするかということにも関わってくると思います。

片仮名で表記するというのを残すことにおいて、日本語では余りアルファベットを、言語のつづりのそのままで使うようなことは、日本語の文章の中ではすべきではないんじゃないかという、そういう議論もしていかなきゃいけないのかなと思いました。

○塩田委員

会社名など、例えばブランドの「COACH」とか、余り片仮名で書かないわけです。そういうものが出てきたとき、どう扱いをするかです。あと、「ヴ」の問題も出てきます。「ヴァレンティノ」なんて、ハ濁では余り書きませんから。

○沖森主査

では、「「公用文作成の要領」における現状と合わない部分等について」の議論は、 今後の審議に大変生かしていけるものではないかと思いますので、また今後も引き続 き、御意見を頂きたいと思います。

では、参考資料3「政府による情報発信の例」などに基づいて、意見交換をお願いしたいと思います。国の府省においても、一般の人たちに直接情報を発信するということが増えております。法令の改正などの難しい事柄を、どのように伝えようとしているのか、政府全体の方針や具体的な例について、御覧いただきたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

11月の国語分科会でお示しした、今日の参考資料1の3ページになりますが、公用 文のうち、どの辺りを検討の対象とするのかということが、特にこの10月まででは 議論の中心になっていました。特に一般の人々に向けて直接発信するものを考えては どうかという流れになってきているかと思います。そこで、実際にどのような発信の され方があるのかというものを、これは飽くまでも一つの例なんですが、御覧いただ きたいと思ってまとめたものです。

政府広報オンラインというものが内閣府にありますが,内閣府にある政府広報室というところがやっているものです。そこに断りを入れて,今日の資料として出しています。

まず参考資料3の1ページにツイッターの画面が張ってあります。政府から発信される情報というのはいろいろありますが、できれば法律、法令の改正であるとか、そういったことについて説明しているもので、いいものがないか、しかも、できるだけ切実な事柄を扱ったものと思って、これを例としました。これは9月に政府広報のツイッターに、「40年ぶりに変わる"相続法"! 相続の何が、どう変わる?」と取り上げられたものです。

ここのリンクから飛ぶと、2ページ以降になります。「約 40 年ぶりに変わる"相続法"! 相続の何が、どう変わる?」ということで、詳しい記事があります。これは、政府広報室が法務省に取材をした上で、文章を作って、分かりやすくイラストを添えて示しているというお話でした。イラストなどは専門家が描いているそうです。この政府広報オンラインは、「あしたの暮らしをわかりやすく」ということですから、難しいことであってもできるだけ分かりやすく、一般の方にお伝えしようという目的で作られています。でも一次情報、例えば法律そのものであるとか、あるいは法務省がどういうことを示しているのかということも、当然、正確さを追求しようということになれば必要になるわけです。そういう場合には、例えば3ページの上の方にある「詳しくはこちら」というところから法務省のページに飛べるようになっています。法務省のページを追っていけば、法律そのものであるとか、そういったものも見ることができるようになっています。

つまり、本日、これをお示ししたのは、中身について細かく見ていただいて、何か言葉遣いなどについて指摘していただきたいということではありません。既に広報という観点からすれば、このように、いろいろな形で工夫がなされているということ、公用文は分かりにくいといったことが言われることはありますが、現在においても、いろいろな努力が行われているということを確認していただきたかったからです。政府内の広報の担当者の方たちとお話ししていますと、公用文というものと、それから広報の考え方というのは、切り離して考えている面があります。一次情報としての公用文というものがあって、それをどう分かりやすく伝えるかが、こういった、例えば政府広報オンラインというものの役割であるようです。

そういったことを踏まえた上で、ここで御検討いただくのは「公用文」のうちのどういった辺りになるのかということを、また少し話題にしていただきたく、具体例として資料を御用意しました。

○沖森主査

具体的になりますとなかなか大変なこともありますが、御感想でも結構ですので、 ざっくばらんに、国語課題小委員会でどんな議論をしていけばいいかといったことも 含めて御意見を頂きたいと思います。よろしくお願いいします。

○川瀬委員

公用文と広報の違いって、とても大きいんだろうと思います。広報はどうやったら 分かりやすくするかというところに心を砕いて、どうやったら興味を引くかとか、取 っ付きやすくなるかというところが主です。これは各担当がなさることで、我々がや るべきことは、言うなればリンク先の法務省の文章の方でしょうかね、きっと。

公用文の範囲というのが、今回のこの文章で言うと、インターネットのホームページでどのように政府広報オンラインが頑張って、第一次情報にも飛べるようにしているということか。それとも一次情報として示されている方の文章を更に分かりやすくするとか、そういう話でしょうか。結局また堂々巡りで、公用文とは何ぞやに戻ってきました。

〇田中(牧)委員

法務省のページも、参考資料1の3ページの枠でいくと、「一般の人々に向けて発信するもの」、ここに入るんですね。だから、両方ここに入るわけですね。

だから、もう十分分かりやすい政府広報オンラインもあるし、法務省のもあるし、 両方対象にするわけです、一応ターゲットとしては。ただ、分析対象は、この分かり にくい方を分析して、どう改善すればいいかを考えていく、そういう理解をしていま すが、それでいいでしょうか。逆にこれは同じタイプのものか、それとも、3ページ の表でいくと、分類としては違うものになるんですか。

○武田国語調査官

法務省のページは、広報の立場にいる人たちの観点からすると、一次情報ということだと思います。もちろん、こういった各府省が示す一次情報自体を分かりやすくということも大切だと思います。更にリンクに入っていくと、法令そのものが見られたり、その概要版が見られたりなど、一次情報を示すサイトにも、いろいろなページが、この先にあるんだと思います。

ですから、一次情報の在り方についても考える必要がありますが、広報など、既にできるだけ分かりやすく伝えるという取組が政府の中で行われていて、各府省にもそういった意識があるんだということは、一応、酌んでいただきたいということです。今日は飽くまでも例をお示ししたわけですが、どこかに線を引いて、ここから左だけ、ここから右だけを検討するという考え方もあるかもしれませんが、全体を通して、全体をひっくるめて、考えていただければと思います。

〇田中(牧)委員

例えば,一番身近な例でいくと,文化審議会国語分科会が出している常用漢字表本体というのは何になるんですか。あれは一次資料だとは思うんですが,一般に出していることになっています。そして,我々が一番なじみのある公的な場から出しています。

ああいうものは、一応「である」体で書いてあるから、多分さっきのこれですね。 先ほど検討した配布資料3でいくと、「である」体で書いてあるから、原則として公 用文に当たって、「です・ます」体で書いてあるものは、この枠でいくと公用文には 当たらない。この法務省のは「です・ます」体で書いてあります。だから、これは常 用漢字表よりも、もっと一般向けに意識しているのかと思います。内容は常用漢字表 より難しく感じるのは、私たちが国語のことを専門にしていて、法律のことは専門外 だから、そう思うだけなのかもしれないし、一般の人にとっては常用漢字表本体も、 極めて難しいものに感じているかもしれません。

○関根委員

法令を一応、除外しているじゃないですか。ただ法務省のものを持ってこられたので、法務省の後の文書の方が、限りなく法令の文書になっているのです。それでちょっと混乱しているところがあると思います。だから、こっちには手が付けられないという話になってしまうと。

法令ということの外野でやれば、多少硬めに書かれているものでも、やっぱり原理 原則としては同じものであるべきだし、それぞれの発信媒体とか、あるいは対象者と か意図によって、文体を使い分けたり、用語を使い分けたりということになるわけで す。その両方ともターゲットにしていいということになるんでしょうか。

○塩田委員

どういう媒体に出すか、紙で出すのか、ウェブで出すのかによっても、多分、今後 考えなきゃいけないと思います。この政府広報オンラインはそもそも全体的に、行頭 で全く1字下げしていません。後ろの方はしていますが。

常用漢字表にしても、例えば一番トップの「政府広報オンライン」の上の「あしたの暮らしをわかりやすく」も、既に常用漢字表で書けるものを平仮名で書いてあります。

考えていくと、例えばLINEで1字下げなんかしたら奇妙な感じがします。既に 句点は使わないという習慣が付いていますから、その手のことをどこまで適用するか というのも、適用範囲を考えていかないと、特にウェブサイトの場合は、ウェブサイ トとか、メールとか、もう1字下げは無理かという気もしています。ほとんどしない 習慣の方が多いと思います。

○川瀬委員

うまく言葉にならないんですけれども、伝わりやすさと、効果的であることって、ちょっと違うと思います。守らなければいけないいろいろな決まりをどこまで破って、分かりやすく伝えていくのか。若しくは、今までルールとされていたものから外れたものでも、例えばツイッターから本文へ飛ばすための効果的な伝え方などは、分かりやすさとはまた違うと思うんです。

またツイッターだって、いつまで続くのか分からないですし…。

それぞれの担当者が非常に見やすく、いろいろな工夫をしている中で、そこに対して何を物申していくのか。何となく分かるような、分からないような、言葉にしにくいもやもやした感じがあります。

○沖森主査

「正しさ」と「分かりやすさ」というところが、なかなか難しいところだということになるのかもしれません。では、本日の協議につきましては、以上で終わりにしたいと思います。

最後になりますが、公用文の在り方に関するこの小委員会での検討も、今後具体的な段階に入っていくことになるかと思います。そこで、これまでも行ってきましたが、この課題に関しても、主査打合せ会を設けて、小委員会全体で検討するためのたたき台を作成していくということを御提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

(→ 了承。)

ありがとうございました。では、メンバーとしてお願いする方には、年明けくらいまでをめどに、事務局からお声掛けしたいと思っております。メンバーになる方、よろしくお願いします。そして、できるだけ早く最初の打合せ会を開催したいと考えております。

それでは、本日の国語課題小委員会は、これで閉会といたします。御出席どうもありがとうございました。